

午前8時59分 開会

【事務局次長】 それでは、新たな会の立ち上げになりますので、日程1の委員長の選出まで、どなたかに座長として進行をお願いしたいと思います。

なお、正副委員長が選出された後、本日の日程2以降の進行の確認のため、委員長により10分から20分程度の休憩を取っていただく見込みとなりますので、あらかじめ御承知おきのほどお願いをいたします。

それでは、慣例では年長議員が座長となりますが、それでよろしいでしょうか。

異議なし

【事務局次長】 それでは、木村委員は座長席に移っていただき、進行をお願いいたします。

【木村座長】 それでは、ただいま御指名で年長ということですので、最初の進行だけさせていただきますと思います。

まず、委員の出席状況について報告をいたします。本日は、中村一夫委員から欠席の申出がありました。

なお、この欠席の理由につきましては、先日開催されました令和6年5月、大和市議会第1回臨時会において中村議員が監査委員に選任されたことを受けて、本日、監査に関わる公務があることから、やむを得ず欠席されとのことであります。他の委員は全員出席をされております。

それでは、第1回議会改革実行委員会を開会したいと思います。

委員長選出まで、私が座長を務めさせていただきます。

日程1 委員長及び副委員長の選出について

【木村座長】 日程1、委員長及び副委員長の選出について、配付されている資料1の委員名簿に基づくメンバーの中から委員長を選出していただくわけですので、まず、選出方法について皆さんで相談して決めたいが、これでよろしいでしょうか。

異議なし

【木村座長】 それでは、自薦、他薦を含めて、意見があればお願いしたいと思います。

【西田委員】 赤嶺委員を委員長に推薦したいと思います。

【木村座長】 ただいま赤嶺委員を委員長にという声がかかりましたけれども、ほかにはございませんか。

なし

【木村座長】 それでは、赤嶺委員に委員長に就いていただきたいと思います。

それではここで、赤嶺委員長と交代いたします。

【赤嶺委員長】 では続いて、副委員長の選出を行ってまいります。自薦、他薦を含め、御意見があればお願いいたします。

【西田委員】 金原委員を推薦したいと思います。

【赤嶺委員長】 ほかに御意見ありますでしょうか。

なし

【赤嶺委員長】 では、金原委員に副委員長に就任していただくということでよろしいでしょうか。

異議なし

【赤嶺委員長】 それではここで、正副委員長から御挨拶をさせていただきます。

皆さん、改めまして、おはようございます。ただいま委員長に御推挙いただきました自民党・新政クラブの赤嶺でございます。私は当選以来、平成23年以降、大和市議会の議会改革の議論全てに参加をしてまいりました。これまで多くの議論を皆様と重ね、着実に議会改革に邁進してきたところではありますが、コロナの影響もあって、今、大和市議会の改革が順調に進んでいるかといえ、そうではないという現状がございます。前回の平成27年の議会改革の議論の中心の部分であったのは、全会一致をどのように取り扱うか

ということでした。当時は少数が拒否権を発動することで全ての改革案が止まってしまうという現状があり、それに留意した結果、審議を重ね、多数決でしっかりと改革を前に進めていくということが確認されたところでございます。こうした結果があるのは事実でございますが、皆様と闊達な意見交換を重ねて、遅れを取り戻せるように、しっかりと議会改革を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【金原副委員長】 皆様、おはようございます。皆様の推薦を頂戴いたしまして、このたび、副委員長を拝命いたしました公明党の金原でございます。委員長を支え、また、自分の思いとしては、議会改革の内容が少しでも誰一人取り残さない方向性に結びついていけるような形で改革を進めていければいいと考えております。

どうぞ皆様の活発な意見と、また、協力を頂戴しながら、進む方向をしっかりと決めていきたいと思っております。これからの実行委員会、よろしくお願いいたします。

【赤嶺委員長】 それでは、先ほど事務局から説明がありましてとおり、この後の日程2以降の進行の確認のため、暫時休憩をさせていただきます。再開時間については改めてお知らせいたしますので、お待ちいただければと思います。では、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前9時06分 休憩

午前9時30分 再開

【赤嶺委員長】 それでは、再開いたします。

日程2 大和市議会改革実行委員会設置要項について

【赤嶺委員長】 日程2、大和市議会改革実行委員会設置要項について事務局に説明を求めます。

【事務局次長】 資料2を御覧いただきたいと思います。3月21日（木）に開催された各派代表者会において、本委員会の設置要項が了承されました。また、新会派結成を受けて開催された4月3日（木）の各派代表者会において、第3条、委員の構成については、資料2に記載のとおり「実行委員会の委員の定数は、大和市議会委員会条例第4条第2項

の規定により定める議会運営委員会の委員の定数」に変更することが了承されました。さきの5月9日の臨時会において議会運営委員会の定数が12名となったため、本実行委員会の委員構成も12名となっております。

内容は、前回の実行委員会と同様の規定内容で合意されております。

【赤嶺委員長】 事務局からの説明のとおり、実行委員会設置要項については、さきの代表者会で了承されております。この件について皆様から何かありますか。

【石田委員】 まず、第2条の議会基本条例第22条に定める条例の検証に関する事項について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【議事係長】 議会基本条例第22条ですが、「条例の検証」ということで、「議会は、一般選挙を経た任期開始から4年を超えない期間ごとに、この条例が制定の目的に沿っているかどうかを検証し、必要な措置を講じるものとする」という条文です。

【石田委員】 実行委員会は、議長から諮問を受けたことと、委員から何か提案があったことと、あと4年間の検証、議会基本条例にかなっていたかどうかを検証するということの3点と理解いたしました。

その上で伺いたいのですが、検討するという言葉はすごく広いと思うのですが、提案があったことに対して、委員同士で議論することを指していると捉えて大丈夫ですか。

【赤嶺委員長】 誰に聞いているのですか。

【石田委員】 委員会として、そのように捉えていいのかということです。つまり、委員から様々な議会改革の提案があると思うのですが、その改革に関して検討事項で「検討する」と書いてあるので、委員から提案があったものに関しては全て検討しなければいけないことになると思うのです。それに関して「検討する」というのはどのレベルを言っているのか、少しでも話したらそれで検討したことになるのかというのが気になったので確認したかったのですが、これは進めながら都度確認していきます。

【赤嶺委員長】 今の石田委員のお話なのですが、進め方についても、委員の皆様は御協議いただいて進めてまいりたいと思っていますので、またいろいろ御提案をいただければと思います。

【堀合委員】 第5条の4「議事の決定は、全会一致を原則とする。」とありますけれども、これは先ほどの委員長の多数決原則の採用とどのような整合を取るのか、質問させていただきたいのですが。

【赤嶺委員長】 全会一致を目標とすることは、これまでどおり変わりません。しかしながら、全会一致でなければ決定しないと、それぞれの御提案自体や審議結果の内容について、しっかりと委員会の意思を示せたことになるかどうかというところがありますので、議論を尽くして、かつ多数の方が賛成されている状況があるような場合には、例外として決を採って進めていくことも視野に入れてまいりたいと考えています。

【堀合委員】 分かりました。ありがとうございます。

【木村委員】 今の件なのだけれども、今委員長のほうで、議論を尽くして、最終的に多数の意見のほうを採らないといつまでも決まらないという話で、例外的にという話だったのですが、その辺も含めてこの第11条で、そういう場合は委員会に諮って決めていくということで、今の委員長の発言だと、そういう場合は委員長権限で多数のほうにいてしまいそうな話になりかねないので、第11条にのっとって、その都度委員会に諮って決定していくというほうがいいのではないかと思うので、いわゆる二重の縛りという意味で、全体の要項を確認してもらいたいと思います。

【赤嶺委員長】 もちろん審議の状況等を踏まえた上で、その都度皆さんにお諮りしながら、決定の方法については判断してまいりたいと思います。

【石田委員】 要項というのは、まず、誰が、どのように作成したのか、確認したいのですけれども。

【議事係長】 この要項は、各派代表者会において協議され、合意されています。内容は、基本的に、前回の議会改革実行委員会と同内容の提示で、それを基に協議されたという経過です。

【赤嶺委員長】 ほかによろしいでしょうか。

なし

【赤嶺委員長】 それでは、全員了承といたします。

事務局から何かありますか。

【事務局次長】 本要項につきましては本日5月15日をもって施行となります。

【赤嶺委員長】 では、本日をもって施行とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

異議なし

【赤嶺委員長】 それでは、本日をもって施行とさせていただきます。

日程 3 検討事項について

- (1) 議長からの諮問事項について
- (2) 委員からの提案に関する事項について

【赤嶺委員長】 日程 3、検討事項について、(1) 議長からの諮問事項について、(2) 委員からの提案に関する事項について、事務局に説明を求めます。

【議事係長】 それではまず(1) 議長からの諮問事項について、お手元の資料 3 を御覧ください。先ほどの資料 2 の設置要項第 2 条に本実行委員会の検討事項が規定されておりますが、このうち(1) 議長からの諮問事項に関する事項です。まず、資料 3－1 は、改選前の前期に議会運営委員会委員長から議長に提出された大和市議会基本条例検証結果報告書です。前期は、令和 4 年度に議会基本条例第 22 条に定める条例の検証が議会運営委員会にて行われ、令和 4 年 9 月 21 日に、当時の議会運営委員会委員長から議長宛てに結果報告が行われたものです。

報告書の 1 ページを御覧ください。10 行目の「令和元年から」の部分を朗読いたします。

「令和元年から令和 4 年までの 4 年間を振り返ってみると、初年度の冬を迎えた頃から始まった新型コロナウイルスの感染拡大によって議会は大きな混乱を経験することとなり、追い打ちをかけるように翌年には、市長のパワハラ疑惑報道に端を発した問題が生じた。この二つの大きな問題は現在もなお終息を見ていない。このことについて、後者に係わっては調査特別委員会の設置や委員会提案による決議など、これまでに前例がなかった取り組みが積極的に行われたものの、前者のコロナ対応に係わっては議会の働きを縮小する方策が取られたことなどから、全般的な評価は「各会派による検証まとめ」の通り、課題が多く指摘される結果となった。また、今回の検証では時間的制約から議会改革に関わる多くの提案については議論をすることができなかったため、これらについては令和 5 年の改選後、速やかに議論を俎上に乗せるよう議長を通じて申し送ることとした。改めて、議会基本条例は制定して終わりではなく、常に成果や課題を検証し、問題意識を持ち続け

る姿勢が大切であり、以て議会活動の質の向上に努めていくことが重要であることを確認し、議会基本条例の検証結果報告とする。」

ここでの記載にありますとおり、議会改革に関わる多くの提案は、議論をすることができなかったため、令和5年の改選後、速やかに議論を俎上にのせるよう、当時の議長に申し送られております。具体的な申し送り内容は、報告書の4ページに25項目記載されています。

なお、この報告書による検討事項のうち、ICT端末／タブレット端末の導入については、既に令和5年8月23日の各派代表者会で、タブレット端末の導入等について前向きに検討していくことが合意され、前議長が、各派代表者会でお諮りの上、赤嶺議員と金原議員に事務局を加えた検討会を発足させ、来年度、令和7年度の導入に向け既に検討を重ねております。このため、タブレット端末の導入等に係る事項は、本実行委員会ではなく、赤嶺議員と金原議員に事務局を加えた検討会に引き続き検討をお願いしたいというのが議長の御意向です。

次に、資料3-2を御覧ください。同報告書が議長に提出された翌日の令和4年9月22日に開催された議会運営委員会の日程3、議会基本条例の検証についての（1）議会基本条例の検証結果報告についての議事録です。委員長の2つ目の発言部分を御覧ください。9月21日に委員長が議長に報告された際、議会運営委員会で出た3つの意見も併せて報告されております。

続いて、資料3-3を御覧ください。この検証時に協議された通年議会について、令和4年11月18日の議会運営委員会において、「通年議会の実施については、通年議会自体に反対する会派はないものの、今期のうちに来期から通年議会を始めることを決定することについては意見が一致しないため、他の議会改革案と同様に、来期の早い時期からその施行を検討することを申し送る」ことが合意されています。

以上の内容は、今期の議長に申し送られており、小倉前議長から引き継がれた青木議長は、議長からの諮問事項として、本実行委員会で検討されたいとのことです。

次に、資料4を御覧ください。昨年度、令和5年度に実施されたチャレンジコンテスト（職員提案）において、資料4の提案内容欄に記載の職員提案がなされ、右の欄に記載の回答をしているところです。この内容についても、議長からの諮問事項として、本実行委員会で検討されたいとのことです。

続いて（2）委員からの提案に関する事項について、会派別に検討事項の取りまとめを

お願いするものです。

また、1件、議長からの依頼があります。資料5を御覧ください。令和5年度に市長が募集をしました「わたしのちょこっと提案」検討結果調査票（令和6年3月末時点）です。議会に対しては10件の提案が出されております。このうち提案に対する対応として「（2）現時点では対応できないが、市政運営の参考とするもの」としている8件については「全議員へ情報提供いたします。今後、必要に応じて協議が行われることとなります」としています。議長からの依頼は、この8件について内容を御確認の上、この内容を提案されたい会派は、提出される検討事項に加えてもらいたいとのことです。

（2）委員からの提案に関する事項については、各会派にお持ち帰りいただき、次の6月定例会の最終日となる予定の6月27日（木）17時までに、指定の書式で、メールにて事務局議事係まで提出をお願いするものです。

なお、指定の書式については、本日の実行委員会終了後に事務局から委員各位にメールで送信いたします。

【赤嶺委員長】 事務局からの説明のとおりお願いをしたいと思いますが、皆様から何かありますか。

【堀口委員】 資料5で確認をしておきたいのですが、令和6年3月末時点ということで、この質問があったのは令和5年度の調査の中で出てきた意見ということで、現時点では対応できないという対応をいつしたのか。その質問に対して随時やっていたのか、その対応をどのようにしているのか。今現在こういう対応をしているのか、したのか、そこら辺をはっきりさせていただけたらと思います。

【議事係長】 わたしのちょこっと提案は市長が募集しているもので、令和5年度募集していたものについて、一度一括で各部が回答することになっております。議会につきましては、基本的には議員の皆様で決める事項が多いため、資料5にありますとおり、8件について「全議員へ情報提供いたします。今後、必要に応じて、協議が行われることとなります」と、令和6年3月末時点で所管課に回答しているものです。

【事務局次長】 まず、議員各位はわたしのちょこっと提案をやったこと自体は御存じだと思うのですが、所管はマーケティング課になります。まだマーケティング課がまとめている最中なので、これはホームページ等で公表前のものです。今、堀口委員から指摘があった提案についての対応というのは、マーケティング課から議会事務局に聞かれたものに対して、答えた内容が提案に対する対応欄になります。

【赤嶺委員長】 ほかにありますか。

なし

【赤嶺委員長】 議長からの諮問事項の資料については目を通していただいて、6月27日17時締切りでございますので、委員からの提案に関しては指定の書式に記載をしていただいた上で、事務局に送信していただければと思います。

【石田委員】 いつまでという期日をもう一回お願いします。

【赤嶺委員長】 6月27日（木）17時が締切りになります。

ほかになければ、この件は終了いたしますが、よろしいでしょうか。

異議なし

【赤嶺委員長】 それでは、お願いいたします。

日程4 その他

【赤嶺委員長】 日程4、その他について、皆様から何かありますか。なければ、事務局から。

【議事係長】 今回の開催日ですが、委員長と相談し、改めて委員各位に通知をいたします。先ほどの締切日、6月27日に各会派からの御提案を取りまとめた後の開催となります。

なお、本実行委員会につきましては、前市長による公共工事のやり直しに関する調査特別委員会が市の調査結果が出るのを待っており、事実上の休止状態のため、当初の予定を繰り上げて設置されておりました。同調査特別委員会が活動を再開した際には一旦休止することになりますので、その旨は御承知おき願うものです。

【赤嶺委員長】 調査特別委員会が動き出すと、本委員会は休止となりますので、調査特別委員会が始まると、次の開催日程、時期を決めづらい状況になりますので、提案についての締切りは6月27日とさせていただきますが、それ以降の本委員会の開催時期については、調査特別委員会の状況と併せて検討した上で、改めて皆様にお伝えをさせていただきます。

きます。

【石田委員】 先ほど何で日にちを確認したのかというのは、実は、6月30日に調査結果の公表があるので、そことの兼ね合いが気になって伺ったところなのですけれども、議会改革の視点というのは、実際に議会で現場を積み重ねれば積むほどいろいろな視点が出てくると思うのです。なので、6月27日に1回締め切り、6月30日に調査結果が出て、調査特別委員会が再開されますので本実行委員会は一旦休止になりますという、かなり時間が空くので、その間に、こういう部分も必要なのではないかというプラスアルファが出てきたときには、プラスアルファの提案というのは、それ以降、受け付けられないことになってしまうのですよね。

【赤嶺委員長】 基本的には締切りまでの提案になりますから、その後に追加提案をしたいという場合は、委員会に諮って判断していくという形になろうかと思います。

【石田委員】 そうであるならば、調査特別委員会が始まってくることはかなり濃厚なので、締切りをあえて6月27日に切らなくても、もう少し後ろのほうでも……。6月定例会が始まると、ばたばたしますから、もう少し時間的に猶予を持たせてもいいのではないかなと思うのですが、今回27日に決定したというのは何か根拠があるのですか。

【事務局次長】 根拠というものは特にございません。今までどの程度期間を設けていたかですとか、各会派の皆様がお集まりになる機会が多い中で、6月定例会最後日としてはという案としてお示しをしているものでございますので、決定はあくまでも委員会の中で行われるものと承知しております。

【石田委員】 いたずらに物すごく長ければいいとは思わないのですが、6月定例会でばたばたして、6月定例会が終わる27日ということよりは、あと1か月ぐらい見れば、6月定例会が終わった後もしっかりと検討して案をつくれると思うのです。委員の皆さんそれぞれでいろいろなライフスタイル、活動スタイルがありますから、その間にできるという人もいれば、そうではないという人もいらっしゃると思うので、提案なのですから、7月末ぐらいに提案の締切りを延ばすよう考えてはいかがでしょうか。

【赤嶺委員長】 ただいま石田委員から締切日を延長してはどうかという御提案がありましたが、皆さん、御意見ありますか。

【鳥淵委員】 6月27日ではなくても、多少延ばすという考え方もあるのかなと思います。いずれにしても、先延ばしすればいいということではありませんし、ほかの特別委員会が開催されるかどうかはまだ分からないわけですから、その中でもできるだけ早く

検討していくというのが今回の大きな流れだと思っていますので、6月27日がいいと言っているのではないのですけれども、できるだけ早い段階で取りまとめて、実行に移すべき、検討をしていくべきではないかと思います。

【木村委員】 令和4年9月21日、当時の議運の委員長が当時の議長に提出した中でも25項目ありました。それと、要項の中の第11条で、先ほど委員長が言われたように必要な項目は委員長が実行委員会に諮って、追加も含めて定めていくという一項もあるから、取りあえず25項目以外は各会派で来月の27日までに出してもらって、さらに今の調査特別委員会の動きによっては、さらに追加したいものが出るかもしれないということも含めて、第11条があるから、それで十分足りるのではないかなと思います。現状27日までに一旦各会派で出してもらって、その後、7月以降でどうしても追加したいというものがあれば、第11条の項目があるから、皆の了解の下、それで十分追加できるわけですので、委員長が提案された方向でやっていってもらいたいと思います。

【布瀬委員】 6月30日に前市長の調査結果が出ると言われている中では、調査特別委員会が開かれるだろうということが分かっているので、6月27日の締切りをもう少し延ばしてもいいのではないかと思います。また、調査特別委員会が再開となることで、この委員会は延ばされる、休止になるだろうということが見込まれているのであれば、できれば締切りを少し延ばしたほうがいいと思っているのですけれども、その出た結果だけでも先に全部配付してほしいとは考えております。ですから、少し延ばしていただきたい、延ばしたほうがいいのではないかというところと、さらには、各会派から出てきた提案に関しては、委員会が始まる前に、委員には配付していただきたいという2点です。

【町田（浩）委員】 今の理由だと、延ばす明確な理由というのが理解ができなかったのと、延ばすにしても、どれだけ延ばすのか、延ばしてほしいのかという明確な希望も言っていたかと思います。

【布瀬委員】 6月定例会が始まるということもありましたので、集まる、議論するというのはできると思うのですが、その後、まとめるというところもありますので、議会が終わった最終日ではなく、例えば半月でも延ばしていただければというところで、7月中旬ぐらいまでは延ばしていただければと考えました。

【西田委員】 仕事をする上で締切りをつけるというのは当然のことで、今から1か月半もある中で、議会も始まるのですけれども、これでまた、さらに調査結果が出てくると、多分皆さんのアテンションがそちらに行ってしまうと思いますので、調査結果が出てくる

前に一旦区切って、皆さんの注力が、このことに思考を集中できるような環境をつくるほうが議会運営というものを純粹に考えたときにはいいのではないかと。余計な情報を入れて、議会改革が進まなくなるおそれもあると思いますので、6月27日を締切りとする原案に賛成したいと思います。

【赤嶺委員長】 過去の例ですと、御提案をいただいた後、取りまとめや整理の作業等を行っており、もし30日に調査結果が上がって、別の特別委員会が動き出すとなると、事務局の負担は相当なものになります。調査特別委員会が動いているときに、本実行委員会の締切日を設けて、調査特別委員会の仕事で事務局が忙殺されているときに、取りまとめもしてもらうという状況になるのはちょっと厳しいところがあるのではないかと思います。

【布瀬委員】 以前もフォーマットがあって、各会派に配付していただいて、それに記入して提出したそのままのものをもらった記憶があります。先ほどの件に関しては、取りまとめというよりも、各会派で出てきた意見をそのまま各会派の委員に送るという作業をお願いしただけの話です。

【赤嶺委員長】 皆さんの御提案の取りまとめというのは、例えば重複しているものがあったりですとか、その整理等もありますし、類型ごとに分ける作業もこれまで行ってきたと思います。こうした作業を行っていくとするならば、事務局の負担軽減も考えた上で期限の設定はなされなければいけないのかなと委員長としては考えているところです。

どうしても27日に間に合わないという会派、委員の方はいらっしゃいますか。

【石田委員】 これは皆さんで一致しないとなかなか難しいことだと思います。27日が一致しているのかというと、それも疑問なのですけれども、ただいつまでも締切りで話が長引くことは本意ではないので。ただ、なるべくクオリティーを上げたいと思っているので、自分の能力、キャパの小ささの問題もあると思うのですけれども、やはり6月定例会のときには6月定例会に注力したい。時間をかけようと思ったら、幾らでも時間はかけられるし、今もやっていますけれども、調査したいことも物すごくたくさんあるのです。締切りが6月定例会の終わりにあると、それをどうしても意識せざるを得なくなってしまうて、一番大事な本会議の最終日のときに力が散ってしまうということを考えたときに…。

もちろん事務局の負担とかも考えなければいけないのですけれども、それぞれの議員のポテンシャルが発揮されるような締切りの設定にしていくというのを一番重視すべき

で、最初は1か月と申しましたけれども、1か月でなくてもいいのです。本当にそれに集中して考える時間が10日でも、15日でもいただければいいと思うので。もちろん今からもう選定作業は進めていきますし、市民の方々に、これから議会改革を行っていくから、いろいろな話をお伺いするというのも同時並行で行っていきたいと思っているのですが、1回この会が止まってしまうということであれば、できたらという提案でありました。

ただ、今、皆さんのお話を伺っていくと、それぞれいろいろなお考えがあって、合意が難しそうですので、合意が難しいのであれば6月27日でも構わないと思っております。

【赤嶺委員長】 基本的にこの委員会は特別委員会で、議会がある月だからやらないという判断は今のところしていません。過去もそうした形で開催してきましたので、議会がある月だから委員会を開きませんとはならないと思っています。しかしながら、期間が空くというのは事実ですので、まずは6月27日を締切りとさせていただいて、追加提案がある会派があれば、また改めて御提案いただくという形で取りまとめてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

【赤嶺委員長】 では、そのようにさせていただきます。

ほかに、その他何かありますか。

なし

【赤嶺委員長】 これで閉会といたします。

午前10時08分 閉会